

様式第9号（第5条関係）



令和5年2月8日

南相馬市議会議長 平田 武 様

会派名 尚友会
代表者氏名 太田 淳一

調査研究報告書

- 1 期間 令和5年2月1日（水）～令和5年2月2日（木）
- 2 参加者 ①太田 淳一 ②平田 武
③太岩 常男 ④山田 雅彦
⑤ ⑥
- 3 旅行先及び調査研究内容 別紙のとおり

別紙

調査研究内容

月日	令和5年2月1日（水）～令和5年2月2日（木）
旅行先	東京都 衆議院第一会館
調査研究事項	特定地域づくり事業協同組合外
〔内容〕	
○1日（13：25～14：25）衆議院第一会館1218会議室	
特定地域づくり事業協同組合について	
対応者：総務省地域力創造グループ地域振興室 天野純之介 課長補佐	
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課農村政策推進室	
安實実 課長補佐	
特定地域づくり事業協同組合数は、令和5年2月1日現在全国で72組合あり、令和年度には100を超える見込みである。組合に対する財政支援については、国では存在する間には行う考えである。設立は都道府県に任せているが、基本的に過疎地域が要件である。設立の流れは、①事業協同組合（4事業者以上）をつくる②都道府県の認定を受ける③都道府県労働局に届出（派遣業登録）となっている。 地方において、特に農業・観光分野など通年雇用ができない業種の人材確保、移住者が移住先での就業確保、地域づくり協力隊の任期後の受け皿等として、国では特定地域づくり事業協同組合を推進している。本市で仮に導入する場合、設立要件には、人口と財政力があるが、人口は問題無く、財政力は平均より高く要件には合致しないが、被災地であることから認可される可能性があるとのことであった。	
○1日（14：30～15：05）衆議院第一会館1218会議室	
農泊推進対策について	
対応者：農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 米田太一 農泊推進室長	
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課	
予算・活性化G 齊藤武 計画係長	
農泊とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」である。 地域で農泊を推進するために、まずは法人化された中核法人（地域における宿泊、食事・体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う）を中心として、宿泊業、飲食業、交通業、旅行業、金融業、農林水産業、小売業（お土産等）等の多様な関係者がプレイヤーとして地域協議会に参	

画し、地域が丸となって取り組むことが求められている。福島県内では12の協議会が設立されており、この協議会に対し、国ではソフト、ハード面の対策として支援を行っている。
課題として、コロナ禍により停滞している。高齢者が行っている場合の後継者など、持続的な取り組みが必要となっていることである。
○1日（15：30～16：20）衆議院第一会館1218会議室
中高一貫教育について
対応者：文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当） 白川由梨 参事官補佐 文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当） 高等教育改革係 長屋美咲
中高一貫教育校は全国に673校ある。中高一貫教育校の種類は、一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う「中等教育学校」、高等学校入学者選抜を行わずに、同一設置者による中学校と高等学校を接続する「併設型中学校・高等学校」、異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める。高等学校入学者選抜においては、調査書・学力検査の成績以外の資料により行うことが可能な「連携型中学校・高等学校」があり、約8割は併設型中学校・高等学校である。
仮に、南相馬市に中高一貫教育校を設置する場合、併設型では、市立中学校を県に移管しなければならない。また、連携型中学校・高等学校の場合は、県と協議しなければならない等の課題が多い。
中高一貫教育校のメリットとして①6年間で特色ある教育ができる②異年齢交流ができることにより、精神的な成長が図られる③生徒と教員の理解が深まる④教員間の相互理解が深まる。また、デメリットとして①併設型では、中だるみしやすくなる②中学1年～高校3年までの間に生徒間の学力差が広がり、対応する労力が必要となる③学校の規模によっては人間関係の固定化につながる、といったことが挙げられている。
○2日（9：30～10：20）衆議院第一会館1218会議室
インターナショナルスクールについて
対応者：文部科学省大臣官房 出口夏子 国際協力企画室長 文部科学省初等中等教育局教育課程課 出分日向子 専門官 文部科学省初等中等教育局教育課程課外国語教育推進室 岡田健裕 室長補佐 文部科学省総合政策教育局生涯学習推進課 専修学校教育振興室 船木茂人 室長補佐

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課	
教育制度改革室義務教育改革係 渡邊康博 専門職	
全国にあるインターナショナルスクールについては、インターナショナルスクールの定義が明確ではないため、文部科学省では全体数を捉えていないが、その中の学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の設置認可を受けている学校は37校、無認可施設は47校が存在している（令和4年3月時点）。傾向としては私立が多く、富裕層向け、寄宿舎を併設している施設がある。 私立のインターナショナルスクールは、①一条校（学校教育法第1条に基づく）②各種学校（学校教育法第134条に基づく）③無認可施設があり、設置方法によっては施設に対する支援が大きく異なっている。また、義務教育期間に就学させる場合、一条校として認められていないインターナショナルスクールに就学させたとしても、法律で規定された就学義務を履行したことにはならないとなっており、例えば小学校を一条校以外のインターナショナルスクールに通学させ、中学校から一条校へ入学を希望しても認められない。	
○2日（10：30～11：40）衆議院第一会館1218会議室	
復興創生期後の対応、ALPS処理水の海洋放出と風評払拭対策について	
対応者：復興庁	今井和哉 参事官（調査・調整班）
復興庁原子力災害復興班	中見大志 参事官
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部	
原子力発電所事故収束対応室 山口雄三 廃炉・汚染水・処理水対策官	
第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの方針に基づき、地震・津波被災地域では、ハード事業は概ね終了し、被災者・子ども、産業・生業の支援は継続して行っていく。また、原子力災害被災地域では、環境再生に向けた取組み、帰還・移住等の促進、生活再建、福島イノベーションコースト構想の推進、国際教育研究拠点の整備、事業者、農林漁業者の再建、風評払拭・リスクコミュニケーションの推進を行い、令和8年度以降は進捗状況を見ながら進めていく考えである。 平成5年1月13日に発表した「ALPS処理水の処分に伴う対策の進捗と基本方針の事項に向けて」から、徹底した安全性の確認と周知、全国大での安全・安心への理解醸成、将来にわたり安心して事業継続・拡充できると、事業者が確信を深められる対応、風評に伴う需要変動に対するセーフティーネット、将来技術（汚染水発生抑制、トリチウム分離等）の継続的な追及を行っていく。 尚、詳細については提供された資料を参照いただきたい。	